

一般社団法人 G & T笑顔の会 会則

(名称)

第1条 当団体は、一般社団法人 G & T笑顔の会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東京都新宿区西新宿7丁目1番7号 新宿ダイカンプラザ A1018に置く。

(目的)

第3条 本会は、ヒューマンサポートが必要な方への支援に関する活動を行い、生活向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を非営利型一般社団法人として行う。

- 1 生活自立支援
- 2 高齢者支援
- 3 緊急連絡先引受業務
- 4 身元保証業務
- 5 その他の活動

(入会)

第5条 入会ご希望の方は、電話・本会ホームページより問い合わせフォームの送信・口頭の、いずれかで意思表示を行うことにより入会手続きが開始される。入会手続きは基本的に対面で行うが、地方在住の方は郵送も可能とする。

(入会手続きに必要な本人確認書類)

第6条 写真付きの名前・生年月日・現住所が明記されている証明書で次の1～4は1点、5～9は2点を提出とする。

- 1 運転免許証の両面コピー
- 2 日本国発行パスポートの顔写真・現住所のコピー
- 3 マイナンバー（個人番号）カードの顔写真がある表面コピー
- 4 顔写真付き住民基本台帳カードの両面コピー

- 5 住民票の写し（3カ月以内の発行日が印字されているもの）
- 6 各種健康保険証の表紙および名前・生年月日・現住所のページのコピー
カードタイプは両面コピー
- 7 マイナンバー（個人番号）の通知カード（顔写真なし）の表面コピー
- 8 社会保険料の領収書の原本
- 9 国税・地方税の領収書又は納税証明書の原本

（会員）

第7条 会員の区分は次のとおりとする。

- 1 名誉会員 75歳以上の方
- 2 賛同会員 74歳以下の方

（入会金及び年会費）

第8条 賛同会員は、入会金及び年会費を負担する。

- 1 入会金及び年会費は次の通りとし、5回まで分割支払いを可能とする。
入会金 10,000円(税別)
年会費 10,000円(税別)
- 2 入会金及び年会費は対面での現金授受、又は次の口座へ振り込みとする。
住信 SBI ネット銀行(0038) 法人第一支店(106) 口座番号 1700597
- 3 入会申込は、所定用紙により入会を申請し、入会金、年会費の納入を以って申込とする。
- 4 既に納入された入会金及び年会費は、理由の如何にかかわらずこれを返金しない。

（内容別の利用料金）

第9条 緊急連絡先引受業務は10,000円(税別)、入院身元保証は50,000円(税別)とし
特殊なケースはその都度、相談の上で料金を決定する。

（退会）

第10条 会員は、電話又は本会ホームページ問合せフォームにて、退会希望の意思表示を
することにより、任意に退会できる。

尚、年会費を所定の期間内に納入しない場合は、会員資格を失い、自動的に退会とする。

(役員)

第 11 条 本会に次の代表者及び理事、事務局を置く。

代表者 村松順子

理事 村松誠一

事務局

(職務)

第 12 条 代表者は、本会を代表し、その業務を統括する。

理事は、代表者を補佐し、代表者が欠席の時は、その職務を代行する。

(解任)

第 13 条 役員が次のいずれかに該当するときは、代表者の権限により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員・従業員・会員の禁止行為)

第 14 条 役員・従業員・会員は、本会で次の行為を行ってはならない。

- 1 他人の知的財産権（特許権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- 2 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- 3 他人を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為。
- 4 詐欺・業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発する若しくは扇動する行為。
- 5 他人になりすまして本会のサービス・情報の提供を受ける行為。
- 6 本人の同意を得ることなく不特定多数のものに、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為。
- 7 宗教等とそれに類する思想の勧誘等の行為。

(変更)

第 15 条 この会則の変更は役員会にて協議され、予告なく変更されることがある。変更については、随時本会ホームページにて告知をするものとする。

(定款と本会則)

第 16 条 本会則の各条項が、本会の定款の条項に抵触又は矛盾する場合、本会の定款が優先して解釈、適用される。

附 則

この会則は、2021 年（令和 3 年）7 月 16 日から施行する。

改定 2022 年（令和 4 年）9 月 1 日